

預金商品説明書

2026年10月 1日現在

商 品 名 (愛 称)	特別金利定期預金「ステップ5」 (28)
ご利用いただける方	・ 法人および個人の方
お取扱期間	・ 2026年10月1日 (木) ~ 2026年12月30日 (水) 募集総額に達した場合は、お取扱期間中であっても終了させていただくことが ございます。
募集総額	・ 100億円
お預入れ期間	・ 定型方式… 1年 ・ 自動継続 (元金継続または元利金継続)
お預入れ方法 (1) お預入れ方法 (2) お預入れ金額 (3) お預入れ単位	・ 一括預入 ・ スーパー定期の場合 : 一口あたり20万円以上900万円以内 ・ 大口定期預金の場合 : 1,000万円以上 (制限なし) ・ 一先あたりの預入れ限度はございません。 ・ 1円単位
払戻方法	・ 満期日以後に一括してお支払いします。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 固定金利 1年目 : 年1.100% 2年目 : 年1.200% 3年目 : 年1.300% 4年目 : 年1.400% 5年目 : 年1.500% ・ 5年後の満期日以降の利率は、満期日におけるスーパー定期 (1年もの) 及び 大口定期預金 (1年もの) の店頭表示金利を適用します。 ・ 満期日以後に一括してお支払いします。 ・ 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割で計算します。
税 金	・ 個人の方は、お利息に20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます) ※ 2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が 追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税 金がかかります。 ・ 法人は、課税扱いの場合、支払われる利息に復興特別所得税を加えた国税 15.315% の税金がかかります。
手 数 料	・ 不要です。
付加できる特約事項	・ 個人の方は、マル優のお取扱いができます。

荻山口信用金庫

預金商品説明書

2026年10月 1日現在

商 品 名 (愛 称)	特別金利定期預金「ステップ5」 (28)						
中途解約時の 取扱方法	・ (1) 自由金利型定期預金<M型> (スーパー定期) 満期日前に解約する場合は、別表(「定期預金中途解約利率一覧」表)の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息をお支払いします。 ・ (2) 自由金利型定期預金 (大口定期預金) 下表の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息をお支払いします。 <table border="1" data-bbox="416 658 1442 920"> <thead> <tr> <th>預入期間</th><th>全ての契約</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1ヵ月未満</td><td>1ヶ月以上の方式による利率と解約日の普通預金利率のうち、最も低い利率。</td></tr> <tr> <td>1ヵ月以上</td><td>次のAおよびBの方式により計算した利率 (小数点第4位以下切捨て) のうち、いずれか低い利率。ただし、Bの方式により計算した利率が0%を下回るときには0%とします。 A. 約定利率－(約定利率×30%) B. 約定利率－(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)÷預入日数 基準利率は、解約日において当該預金に適用されている約定利率とします。</td></tr> </tbody> </table> (小数点第4位以下切捨て)	預入期間	全ての契約	1ヵ月未満	1ヶ月以上の方式による利率と解約日の普通預金利率のうち、最も低い利率。	1ヵ月以上	次のAおよびBの方式により計算した利率 (小数点第4位以下切捨て) のうち、いずれか低い利率。ただし、Bの方式により計算した利率が0%を下回るときには0%とします。 A. 約定利率－(約定利率×30%) B. 約定利率－(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)÷預入日数 基準利率は、解約日において当該預金に適用されている約定利率とします。
預入期間	全ての契約						
1ヵ月未満	1ヶ月以上の方式による利率と解約日の普通預金利率のうち、最も低い利率。						
1ヵ月以上	次のAおよびBの方式により計算した利率 (小数点第4位以下切捨て) のうち、いずれか低い利率。ただし、Bの方式により計算した利率が0%を下回るときには0%とします。 A. 約定利率－(約定利率×30%) B. 約定利率－(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)÷預入日数 基準利率は、解約日において当該預金に適用されている約定利率とします。						
苦情処理措置 紛争解決措置	・ 苦情処理措置…本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部 (9時～17時、電話:083-922-2700) までお申し出ください。 ・ 紛争解決措置…東京弁護士会 (電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話:03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所 (9時～17時、電話:03-3517-5825) までお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域(例えば山口県等)の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。						
その他参考 となる事項	・ 総合口座でのお取扱いはできません。 ・ A T Mでのお取扱いはできません。 ・ 「寿定期」「ふくふく定期」等の優遇金利定期預金との併用はできません。 ・ この預金は預金保険制度の対象商品です。当金庫お預入預金について、お一人様あたり元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。						

萩山口信用金庫